

つくばスマートシティ協議会
令和2年度第2回臨時総会
資料

令和2年10月29日

総 会 次 第

- 1 第1号議案 秘密情報等取扱規程の施行について
- 2 参 考 協議会名簿
- 3 つくばスマートシティ協議会規約

第1号議案

秘密情報等取扱規程の施行について

令和2年11月7日付けで、別紙のとおり秘密情報等取扱規程を施行する。

つくばスマートシティ協議会秘密情報等取扱規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）の活動において、協議会の会員（以下「会員」という。）が開示する秘密情報等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「秘密情報」とは、協議会の活動において、会員が開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報をいう。ただし、次に掲げる情報は除く。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときにすでに公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

2 この規程において「秘密情報等」とは、秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体等（文書、電磁的記録等のあらゆる形式の媒体を含み、かつ、複製物を含むものとする。以下同じ。）をいう。

3 この規程において「秘密情報等開示者」とは、秘密情報等を開示した者をいう。

4 この規程において「秘密情報等被開示者」とは、秘密情報等の開示を受けた者をいう。

（秘密情報等の取扱い）

第3条 秘密情報等被開示者は、開示を受けた秘密情報等の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 秘密情報等は、協議会の活動以外に使用してはならないこと。
- (2) 秘密情報等を複製する場合には、協議会の活動の範囲内に限り行うものとし、

その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。

(3) 秘密情報等被開示者は、次号に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、秘密情報等開示者の事前承諾を得なければならないこと。この場合において、当該秘密情報等被開示者は、当該第三者に対し、この規程による義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うこと。

(4) 秘密情報等被開示者は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に（やむを得ない場合は事後速やかに）秘密情報等開示者に通知し、開示につき可能な限りその指示に従うこと。

2 秘密情報等開示者は、秘密情報等被開示者に対し自己の秘密情報を口頭（打合せ時を含む。）等無形の状態で開示する場合には、開示前に秘密である旨を告げ、その後 30 日以内に秘密情報の内容及び開示日時を記載し秘密である旨を明示的に表示した書面を秘密情報等被開示者に対して提出することにより確認するものとする。

（返還義務等）

第4条 秘密情報被開示者は、開示を受けた秘密情報を含む記録媒体等は、不要となった場合又は秘密情報開示者の請求がある場合には、直ちに秘密情報等開示者に返還又は破棄するものとする。

2 前項の場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を秘密情報開示者に書面にて報告するものとする。

（損害賠償等）

第5条 秘密情報等被開示者の従業員若しくは元従業員又は第3条第3号の第三者が秘密情報開示者の秘密情報等を無断で開示し、又は漏洩した場合には、当該秘密情報等被開示者は、当該秘密情報等開示者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、当該秘密情報等開示者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害賠償責任の範囲は、相手方に通常生ずべき損害の賠

償に限られるものとし、いかなる場合も特別な事情から生じた相手方の損害（損害発生につき予見すべきであった場合を含む。）については、責任を負わないものとする。

（有効期間）

第6条 本規程は、別段の定めがある場合を除き、施行日から協議会解散後3年間有効とする。

附 則

この規程は、令和2年11月7日から施行する。

つくばスマートシティ協議会名簿

企 業	
鹿島建設株式会社	株式会社VOTE FOR
関東鉄道株式会社	ヤマトホールディングス株式会社
KDDI株式会社	アクセンチュア株式会社
CYBERDYNE株式会社	株式会社安藤・間
株式会社常陽銀行	関章商事株式会社
日本電気株式会社	ENEOS株式会社
株式会社日立製作所	KPMGコンサルティング株式会社
三菱電機株式会社	損害保険ジャパン株式会社
株式会社リーバー	アイサンテクノロジー株式会社
株式会社アスコエパートナーズ	株式会社ティアフォー
株式会社NTTドコモ	株式会社KDDI総合研究所
東京海上日動火災保険株式会社	株式会社Layer X
株式会社トルビズオン	株式会社AGRI CARE
東日本電信電話株式会社	
研究機関・団体	
国立大学法人筑波大学	一般社団法人茨城県科学技術振興財団
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所
地方自治体	
茨城県	つくば市

つくばスマートシティ協議会規約

(令和元年6月27日制定)

(令和2年6月17日改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、つくばスマートシティ協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、各機関が協力・連携して、筑波研究学園都市の都市基盤と科学技術イノベーションに対する市民の高い理解をSociety 5.0の実装フィールドとし、つくば地域の課題解決と都市機能の向上に資するため、デジタル・ロボティクス等最先端技術とこれに呼応する施策を連携させて形成する「つくばスマートシティ」の実現を目指す。民間活力を活かし、研究学園都市に集積する教育・研究機関の活動とも連動することで、つくばの競争力を高め、そこから新たな成長産業を創出する好循環を生み出し、便利で快適な人中心の未来都市モデルを構築する。

これにより世界有数の筑波研究学園都市を擁するつくば市及び茨城県全体の持続的発展に寄与することを目的とする。

(所掌)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スマートシティの構築に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、前条の事業に関して、多角的に方向性を検討するため、最高運営会議を設置することができる。

- 2 協議会に幹事会を設置する。
- 3 幹事会は、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要に応じて、外部識者等を参加させることができる。

第2章 会員

(会員)

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、教育・研究機関、地方公共団体、その他の団体とする。

(入会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、様式第1号の入会申込書により会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は会長の承認をもって成立するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を様式第2号により会長に届けなければならない。

2 退会は、会長の承認をもって成立するものとする。

(除名)

第8条 会員が、協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の目的に反する行為をしたときは、総会において会員の過半数の賛同を得られたときはこれを除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 2名
- (2) 参 与 1名
- (3) 常任幹事 2名
- (4) 幹 事 4名以内
- (5) 監 事 1名

2 会長は、茨城県知事及びつくば市長の職にある者をもって充てる。

3 参与は、筑波大学長の職にある者をもって充てる。

4 常任幹事は、茨城県産業戦略部技術振興局長及びつくば市政策イノベーション部長の職にある者をもって充てる。

5 幹事は、会長が指名する会員（教育・研究機関から2者以内、企業及びその他の団体から2者以内）をもって充て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、幹事となるべき者を推薦するものとする。

6 監事は、会長が指名する会員をもって充て、指名を受けた会員は、所属職員の中から1名、監事となるべき者を推薦するものとする。

7 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は、共同して協議会を代表し、会務を総理する。

2 参与は、会長のいずれかに事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

3 常任幹事及び幹事は、協議会の目的を円滑に達成するため、必要な事務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が認めるときは必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により召集が困難と認めるとき、又は軽微な事案の場合には、書面により総会を行うこともできるものとする。

2 総会は、会長が召集し主宰する。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、常任幹事及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、常任幹事が招集し主宰する。

3 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理結果を総会に報告するものとする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項
- (3) 分科会の設置、改廃及び進捗管理に関する事項
- (4) 分野間連携の方策検討に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

4 主宰者は、必要に応じて会員及び外部有識者に出席を求めることができる。

(分科会)

第13条 分科会は、当該分科会の対象分野に関して必要な知識又は経験等を有する会員によって構成する。

2 分科会のリーダーは、互選により選出する。

3 分科会は、分科会のリーダーが招集し主宰する。

4 分科会は、第3条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案を検討し、幹事会へ報告するものとする。

5 主宰者は、必要に応じて外部有識者に出席を求めることができる。

(定足数)

第14条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 幹事会は、幹事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

(議決)

第15条 総会及び幹事会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、主宰者の決すところによる。

第5章 会計

(会計)

第16条 協議会が第3条で行う事業の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、総会において事業の内容等を考慮し、応分の負担金額を決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 4 協議会の予算は、毎会計年度開始前に作成し、総会の承認を得なければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、総会の承認の前の収入支出については、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 6 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第6章 その他

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、茨城県産業戦略部技術振興局及びつくば市政策イノベーション部内に事務局を置く。

- 2 事務局は、原則として茨城県、つくば市及び筑波大学の職員をもって構成する。
- 3 事務局には、事務局長、副事務局長、次長、総括補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会長が任免する。

(解散)

第18条 協議会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

(雑則)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、令和元年6月27日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の監事の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立日から令和2年3月31日までとする。

付 則

この規約は、令和2年6月17日から施行する。